

新年のごあいさつ



鶴見税務署長

鳥田富儀

新年あけましておめでとうございます。

平成24年の年頭に当たり、鶴見青色申告会の皆様方に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は秋山会長をはじめ役員、会員並びに事務局の皆様方には、税務行政全般にわたり深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を顧みますと、貴会におかれましては、記帳点検事業や各種説明会等を通じて会員の皆様からの「より質の高い記帳を」という要望に応えるとともに、e-Taxの利用促進に対する取組など、幅広い活動を積極的に展開されました。

特に e-Tax の利用につきましては、皆様方のご理解ご協力により「税理士による代理送信」を含め著しい成果を挙げられました。

皆様のご尽力に対し深く敬意を表しますとともに、更に活発な会活動を展開され、引き続き魅力ある会となられるようご期待申し上げます。

さて、昨年3月には過去に例を見ない震災があり、今なお国を挙げて復興に取り組んでおります。本年は是非でも本格的な復興の元年としてスタートさせなくてはなりません。

このような状況の下、税務を取り巻く環境も経済社会の構造の変化にともない、一段と厳しさを増しておりますが、我が国の税制の基本である申告納税制度が円滑に機能するよ

う、「適正かつ公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」を図るべく、職員一同、引き続き取り組んで参りますので、より一層のご支援とご協力をお願いいたします。

まもなく平成23年分の確定申告期を迎ますが、皆様方におかれましても、是非、e-Taxによる申告に、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が鶴見青色申告会にとりまして更なる飛躍の年となりますよう、そして、会員の皆様方のご健勝とご事業の益々のご繁栄を心から祈念申し上げまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

税務署からのお知らせ

平成23年分の確定申告書の提出及び納税の期限

所 得 税 2月16日(木)から3月15日(木)

◆申告義務のある者の還付申告書は1月1日から3月15日

贈 与 税 2月 1日(水)から3月15日(木)

個人事業者の消費税・地方消費税 4月2日(月)まで!

★4月中旬頃まで鶴見税務署の駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

所得税の申告は
e-Taxを
ご利用ください。